

臨時福祉給付金対策室からのお知らせ

【1】臨時福祉給付金（3千円）【2】障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（3万円）

【申請期間】平成28年10月3日（月）～平成29年1月31日（火）

【支給額】①H28年度臨時福祉給付金：1人につき3千円（1回限り）

②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金：1人につき3万円（1回限り）

【支給対象者】対象者と見込まれる方には、9月～10月上旬頃に申請書（青色の封筒）がご自宅に届きます。支給対象者は、以下の要件を満たす方になります。

①平成28年1月1日において、石垣市の住民基本台帳に記録されている方
平成28年度分の住民税が課税されていない方（非課税）

※課税者の被扶養者や生活保護制度の被保護者となっている場合等は対象外となります。

②①の対象者のうち、

平成28年5月分の障害基礎年金、または遺族基礎年金等を受給している方

※ただし、②については、高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給した方は対象外となります。

【申請方法】①窓口申請方式

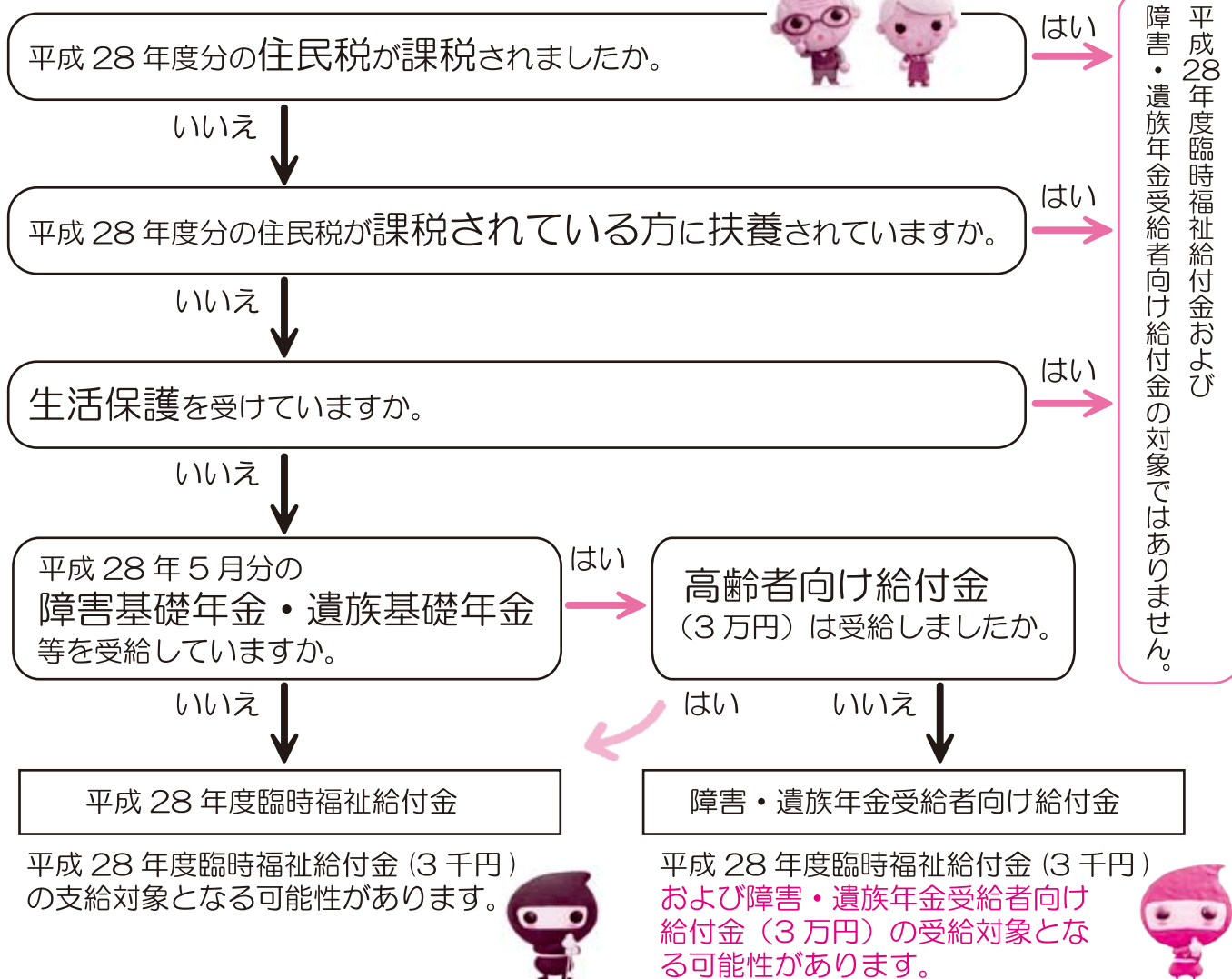
②郵送申請方式（平成29年1月31日消印有効）

【必要書類等】①申請書 ②印鑑 ③身分確認書類コピー（運転免許証など）

④通帳かキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号、口座名義の記載箇所）

支給対象者診断チャート「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」

スタート



【お問い合わせ】石垣市役所 臨時福祉給付金対策室 電話 0980-87-5632